

日本障害法学会設立の辞

日本障害法学会代表理事
河野 正輝（九州大学）

去る2016年12月10日、神奈川大学横浜キャンパスにおいて、日本障害法学会の創立大会が開催された。創立大会にふさわしい立派な会場の提供と開催援助を賜った神奈川大学、とりわけ会場設営から手話通訳・要約筆記の準備等まで行き届いたお世話をいただいた山崎公士会員に深く感謝申し上げたい。

創立大会の参加者（および入会申込者）数は、当初の入会申込み状況にもとづく予想に反して80名近い人数に上った。NHKのカメラが終始回るなかで、障害法学の基本問題に係る報告と緊張感のみなざる議論が行われた。ちなみに、社会保障法研究会（1977年に発足、5年後の1982年に日本社会保障法学会へ発展）の発足時の参加者数も、100名足らずであったと記憶するが、その参加者がその後の社会保障法学会発展の中心となっていたことを思い起こすと、日本障害法学会においても、この創立大会に参加した方々が中核となって、わが国の障害法学が形成・展開されていくことと予想され、期待が膨らむのを禁じえない。

障害法学会の設立へ向けた取り組みを初めて伺ったのは、東俊裕会員が熊本学園大学に復帰してしばらくの頃だったと思う。東さんは当時同僚であった私に、浅倉むつ子・棟居快行会員ほか設立準備委員の連携・協力を得て、植木淳・川島聡・永野仁美会員ほか若手の奮闘のもとに設立の準備が進められていることを話された。憤りを押し鎮めたような野太い声にそのとき接して、東さんの強い使命感を感じた気がした。多少の紆余曲折はあったが、障害者の権利条約の批准と国内関係法の改革を実現したこの時期を逃さずに、新しい学会の設立にこぎつけることができたのは、ひとえに、設立準備委員の尽力のお蔭である。しかし、そのような努力を促し推進したものは、それまでに個別の訴訟等を通じて障害者の権利の法理を開拓してきた先進的な人権弁護士による判例の蓄積であり、障害者の権利実現に向けて戦ってきた当事者と関係団体等による障害者の権利条約の批准へ向けた障害者関連法制の改革のうねりに他ならなかったであろう。加えて学会設立までの研究活動費用の援助を惜しまず提供された日本財団のご支援がなければ、これほど早く設立にこぎつけることはなかったと思われる。

創立大会の総会で承認された第1期理事および監事（浅倉むつ子、新井誠、池

原毅和、植木淳、大谷恭子、川内美彦、川島聡、河野正輝、竹下義樹、長瀬修、新田秀樹、東俊裕、棟居快行、森川恭剛、山崎公士、小林昌之、藤岡毅)の互選により、学会事務局長(植木淳)、企画運営委員長(川島聡)、編集委員長(棟居快行、山崎公士)が選任されるとともに、代表理事(河野)が選出された。

障害法学の駆け出しながら、この強力な理事会と事務局執行体制のご協力を仰いで、日本障害法学会の発展に微力を尽くしてまいりたい。障害法学に課せられた課題を思うとき、まず責任の重大さを痛感するが、一方で新しい領域の開拓に参加できる喜びも感じている。

第1期の理事会として念頭に置いておきたいことは、まず、障害法学は、成年後見制度から支援付き意思決定へのパラダイム転換をはじめ、合理的配慮の広がりを通じた社会システムの改革、さらに障害者の権利条約によって道が開かれた新しい民主化の胎動(情報の開示、締約国としての義務履行の可視化、そして何よりも“Nothing about us without us!”に表現された人権の主体性の確立)などに広く深く関連性を有する法学であるということである。

したがって、もっぱら「障害法」科目の教育・研究に従事する学者の狭い・小さい集団の内向きの交流にまともならないように、広く関係法学会との交流・連携を視野におさめておくこと、また障害学会や障害者の権利運動団体、国際障害者組織等からの問題提起にも関心を払い続けることが有意義だと考えられる。しかし、あくまで障害「法」学会としての高度の専門分科を追究することが第一の目標であるから、そのためには学術研究団体としての独自性・独立性を堅持することが学会の要諦であることは言うまでもない。

したがってまた、学会の運営にあたっては、当然のことながら、会員の意見を十分に学会運営に反映させるとともに、会員相互の交流、連携、親和を促進すること、そして出身大学や学風、所属する地域・団体等により学会報告の機会等に不均衡が生じないように企画運営において配慮することも肝要である。

加えて、もう少し中長期的な目標を展望するなら、学会設立後、これからの数年をめどに、障害法学の基礎理論に関する報告・シンポジウム等を企画運営すること、そして専門分化した先発の法学会が、その形成期に基本理論を打ち固める講座を世に問い、その協働作業がまた次なる研究の展開のジャンピングボードとなったことを参考にして、本学会においても議論の成熟を得て、障害法学会編『講座・障害法』の刊行を展望することも有意義であろう。

障害法学の基礎理論をテーマとする報告・シンポジウムを企画実施する際に、様々な法学領域が対象となり、また様々なアプローチの方法・視角が試みられる

であろう。そうすることで障害法学の豊かな展開が期待されるのである。

ただ、様々な法学領域を横断して、障害法学という統一的な法理論を構築することが課題となるとき、障害法の法原理と障害法における法主体としての法的人間像に着目して議論を深めていくことは不可避の作業となるにちがいない。思うに、障害法は、市民法のようにすべての人びと（普遍的抽象的個人）を法の主体とするのではなく、一定の障害（従属としての障害，disability as a subordinated group status）のある人びとを捉えて法の主体とする法分野である。したがって障害法の目的が障害者に等しく（市民法上の）市民権の実質的实现を図ることにあるとしても、その実現のためには「従属としての障害」という社会的実態を直視して、障害者の社会参加を妨げているものを抉り出し、そこから合理的配慮を求める権利のような現実的・特殊な権利の理論的根拠を導き出すというアプローチ（「新たな社会法」視座）も有効性を有すると考えられよう。

いずれにせよ、（社会保障法学の形成過程においてそうであったように）多様かつ異質な対象を同一の法原理により統一的に把握する上で、総論的検討が必要となることは多言を要しないところである。しかし、もとより総論的検討ですべてが解決するわけではない。差し迫った当面の問題の解決を含め、課題は山積している。

こうした当面の課題と中長期の目標を意識して、学会員相互の研究交流がいつそう高まることを心から期待して、ご挨拶いたします。